

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2～9 ……略……</p> <p>10 定期利用者が、定期駐車の利用期間を超えて駐車したときは、利用期間が満了した日の翌日から一般駐車があったものとみなし、別表第2に定める駐車料金を支払わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる駐車場の駐車料金は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>立川市立川駅南口第三有料自転車駐車場及び立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場</u> 24時間までごとに100円</p> <p>(3) <u>立川市立川駅南口第四有料自転車駐車場及び立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場</u> 24時間までごとに120円</p> <p>(4) <u>立川市立川駅南口西有料自転車駐車場</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>1階及び2階</u> 24時間までごとに120円</p> <p>イ <u>タワー</u> 24時間までごとに100円</p> <p>(5) <u>立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>自転車</u> 24時間までごとに70円</p> <p>イ <u>原動機付自転車</u> 24時間までごとに140円</p> <p>11 ……略……</p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2～9 ……略……</p> <p>10 定期利用者が、定期駐車の利用期間を超えて駐車したときは、利用期間が満了した日の翌日から一般駐車があったものとみなし、別表第2に定める駐車料金を支払わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる駐車場の駐車料金は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 立川市立川駅南口第三有料自転車駐車場 24時間までごとに100円</p> <p>(3) 立川市立川駅南口第四有料自転車駐車場 24時間までごとに120円</p> <p>11 ……略……</p>

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
……略……	……略……
立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目36番2号
立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場	立川市曙町3丁目2番12号先
……略……	……略……

別表第2 (第3条の2関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	
……略……	……略……	…略…	……略……	
立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場	……略……	…略…	……略……	
立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場	自転車 定期駐車	1台につき き1月	市内	学生 600円 その他 1,100円
			市外	学生 700円 その他 1,300円
		1台につき き3月	市内	学生 1,600円 その他 2,900円
			市外	学生 1,800円 その他 3,500円
		1台につき き6月	市内	学生 3,000円 その他 5,600円
			市外	学生 3,500円

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
……略……	……略……
立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場	立川市曙町2丁目36番2号
……略……	……略……

別表第2 (第3条の2関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	…略…	……略……
立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場	……略……	…略…	……略……

				その他	6,600円				
	原動機付自転車 定期駐車	1台につき 1月	市内	学生	1,300円				
				その他	2,300円				
		1台につき 3月	市外	学生	1,600円				
				その他	2,700円				
		1台につき 6月	市内	学生	3,500円				
				その他	6,200円				
			市外	学生	4,300円				
				その他	7,200円				
		1台につき 6月	市内	学生	6,600円				
				その他	11,700円				
		1台につき 6月	市外	学生	8,100円				
				その他	13,700円				
……略……	……略……	…略…	……略……						
備考	……略……								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の2第10項第3号の次に2号を加える改正規定中第5号に係る部分（次号に掲げる部分を除く。）、別表第1及び別表第2（次号に掲げる部分を除く。）の改正規定 令和5年7月1日
- (2) 第3条の2第10項第3号の次に2号を加える改正規定中第5号アに係る部分及び別表第2の改正規定中「自転車定期駐車」に係る部分 規則で定める日

(参考)

案内図



立川市立第二小学校

主要地方道16号立川所沢線

立川市道1級8号線

主要地方道16号立川所沢線

曙町2丁目

曙町3丁目

立川駅

立川市曙陸橋東有料自転車等駐車場
立川市曙町3丁目2番12号先

